

第36号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第

2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を「法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金」に改め、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」および「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の4の見出しおよび同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の7.17」を「100分の8.69」に改め、同項第2号中「4万5,000円」を「4万9,100円」に改め、同条第2項中「一般被保険者に係る基礎賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の5から第15条の7までを次のように改める。

第15条の5から第15条の7まで 削除

第15条の8中「または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被

保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額および第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4および第19条の5において同じ。)を「の基礎賦課額」に改める。

第15条の9の見出しおよび同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

第15条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の12の見出しおよび同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の2.42」を「100分の2.80」に改め、同項第2号中「1万5,100円」を「1万6,500円」に改め、同条第2項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の13から第15条の15までを次のように改める。

第15条の13から第15条の15まで 削除

第15条の16中「または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額および第15条の13の後期高齢者支援金等賦課

額の合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4および第19条の5において同じ。)は、22万円」を「の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円」に改める。

第16条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の4第1項第1号中「100分の2.20」を「100分の2.36」に改め、同項第2号中「1万6,200円」を「1万6,500円」に改める。

第19条第1項および第2項中「、第15条の5、第15条の10、第15条の13」を「、第15条の10」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「または第15条の5」および「または第15条の13」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第1号ア中「3万1,500円」を「3万4,370円」に改め、同号イ中「1万570円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「1万1,340円」を「1万1,550円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同号ア中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号イ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号

イ中「1万1,250円」を「1万2,275円」に改め、同号ウ中「1万8,000円」を「1万9,640円」に改め、同号エ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同条第2号ア中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号イ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ウ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号エ中「7,550円」を「8,250円」に改める。

第19条の5第2項中「前項に規定する保険料額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改める。

付則第6条および第7条を次のように改める。

第6条および第7条 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2および第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の品川区国民健康保険条例付則第6条の規定は、平成23年度および平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。
- 4 改正前の品川区国民健康保険条例付則第7条の規定は、平成25年度および平成26年度分の保険料については、なおその効力を有する。

(説明) 基礎賦課額の保険料率等を改めるほか、規定を整備する必要がある。